参考様式第５－１号

農 第 320 号
令和5年11月15日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

吉川市長

市町村名 （市町村コード）	吉川市 (112437)
地域名 （地域内農業集落名）	三輪野江地区 下組、三輪組、上組、中組、新家組、川端、兵庫、土場、飯島、半割、加藤、吉屋、鹿見塚、関新田、会野谷、笹根、笹沖、中井、皿沼、小松川、中島、二ツ沼、平方新田、深井新田
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月30日 （第4回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題　※

当地区は、耕作者の半数以上が70歳以上であり、高齢化が進んでいるほか、農業後継者の減少、地権者の非農家化・市外、県外への散在により、今後、農地を個人が管理することが難しく、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の活用を図りながら地域の活性化を進めるためには、当地区の農地面積の大部分を耕作している中心経営体である農業法人が中心となり、農地の集積・集約化を進めると共に、新規就農者の確保・育成や地域の特性を考慮した農地活用の仕組みの構築が喫緊の課題である。
吉屋地区については、平成26～29年度にかけて県営ほ場整備事業（埼玉型ほ場整備）を実施し、農業基盤整備を行っており、今後の基盤整備の在り方を示す事例として基準点となる地区である。

【地域の基礎的データ】
農業者：703人（うち50歳代以下148人）※、中心経営体：13人（うち団体経営体6経営体）、主な作物：水稲、トマト、ねぎなど。

（２）　地域における農業の将来の在り方　※

①地権者が市外・県外へ散在していることや現物支給による農作業委託が多いため、将来は、中心経営体である農業法人が中心となり、農地の出し手の確認及び農地の配分、再配分について、継続的な話し合いを行うと共に、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を検討する。（その際、既に基盤整備事業を実施している吉屋地区を参考にしながら取り組む。）
②水田地帯の集積・集約は進めるべき大きな課題の一つだが、一方で、水田地帯の維持・拡大については、今後の営農状況等を考慮すると、畑地化や新しい農業へ挑戦（例：高収益な作物の栽培）等、変化を起こすことも一案であり、一定の面積を畑地化し、残りは基盤整備を行った大規模水田として管理する考え方も検討する。
③常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジに近接する大字三輪野江地区については、市が整備検討を進めている農業拠点施設である「吉川市農業パーク」を中心に、次世代の視点を取り入れた持続可能な産業としての独自の都市近郊農業の確立を目指す。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	603.91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	603.91 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	― ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（１）農用地の集積、集約化の方針	※
①三輪野江地区の農地は、大部分が中心経営体である農業法人によって耕作されているが、これ以上の受け皿がなく、受託状況は限界を迎えているため、農地の管理については、受託者・地域・行政が連携を図り、受託者の負担がなるべくかからない形で効率の良い集積・集約化に努める。 ②ほ場整備を終えている吉屋地区を起点とし、それ以外の地区についても集積・集約の話し合いを進めていく。 ③集積・集約を推進するに当たり、地権者の農地管理に対する意識変革（危機感の醸成）が必須条件となるため、耕作者・地域住民・地権者・行政が一体となって取り組む必要がある。 ④埼玉型ほ場整備事業等を活用し、農道の拡幅を行いながら、大型機械で能率よく大規模水田を管理できる環境を構築する。	
（２）農地中間管理機構の活用方針	※
①受託者と地権者の農地調整結果によるが、なるべく多くの農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を醸成し、段階的に集約化を進める。 ②農地中間管理事業を最大限活用すべく、農業者・地権者に対し、積極的な周知活動に努める。	
（３）基盤整備事業への取組方針	※
基本は、中心経営体による農地交換による集約・集積を進めていく。さらに、担い手や地域のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、基盤整備を実施する。なお、補助事業を活用する地区は次の箇所とする。 ①関新田１丁目・２丁目地区の一部、②中島２丁目・３丁目地区の一部、③中島かめだ屋南方面地区、④ 大字三輪野江地区の一部 ※ 上記の丸数字は優先順位を示すものではない。	
（４）多様な経営体の確保・育成の取組方針	
近隣自治体やJAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。特に農業パーク整備については、事業者参入を想定しているため、多様な経営体の確保に努める。	
（５）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設	●	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑨常磐自動車道三郷料金所スマートインターチェンジに近接する大字三輪野江地区については、3つのエリアに分け（※）、吉川市農業パーク基本構想に基づき、農業拠点検討エリアを中心に進めていく。

※ 3つのエリア
①農地保全エリア：農用地として農業振興を図る地域（常磐道北側、新田用水より西側）
②農業拠点検討エリア：地域の特性を活かし、農業関連施設などの整備を検討する地域（常磐道北側、新田用水より東側）
③将来開発検討エリア：将来的に産業などの開発の可能性がある区域（常磐道南側、三郷市との市境まで）